住宅復興資金の貸付 一割以上の被害に 申込み期限は八月十日まで

住宅金融公庫では、災害により罹災した住宅の復興資金の貸付を行なっています。ご希望の方は民生課を経て申込みされるようお知らせします。

一、貸付を受けることができる者

①罹災直前の建物物の価格の二割以上の被害を受けた小住宅部分がその建物全体の二分の一以上である家屋の所有者或借人または居住者であること。

②公庫からの借入元利金の低金について確実な見込みがあること。

③公庫からの借入元利金の低金について確実な保証人があること。

二、貸付を受けることができる災害復興住宅

①建設する災害復興住宅は二戸以上の住宅部分の床面積が十三平方米、約四坪）以上六十平方米（約二〇坪）以下であること。

三、貸付の条件

①建設資金について罹災直前の建物の価格の五割以上の被害を受けた場合は、左記の貸付限度額の範囲内で建設資金並び宅地が被害を受けて敷地を行うときは敷地代金及び土地流失して住宅の一戸当たりの床面積の制限はありません。

②建設する災害復興住宅は一戸建または二戸建（重ね建は除く）で二階建以下であること。

補修する災害復興住宅は区域内の世帯数（住家の滅失（居住出来ない程度）した数が区域内の人口の一割以上の場合となっております。

区域の人口	滅失世帯
五千人未満	三十世帯
五千人以上～一万五千人	四十世帯
一万五千人～三万人	五十世帯
三万人～五万人	六十世帯
五万人～十万人	八十世帯
十万人～三十万人	百世帯
三十万人以上	百五十世帯

当該市町村の区域内の世帯数を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じて、次の表以上の場合

都道府県の区域の人口	住家滅失世帯数
百万人未満	二百世帯
百万人～三百万人	三百世帯
三百万人以上	二千五百世帯

市町村の区域の人口

住家滅失世帯数
千五百世帯
二百世帯
三百世帯

住宅の復興資金の貸付を行なう住宅は、一戸建または二戸建で、一戸当たりの床面積が八十平方米（約二四坪）以下であること。

イ災害復興住宅建設資金
ロ災害復興住宅に関する設備資金
ハ土地に関する借入金

一、借入申込手続

①借入申込書は次の様式を用いる。（用紙は金融機関にあります）

イ災害復興住宅建設資金
ロ災害復興住宅に関する設備資金
ハ土地に関する借入金

二、申込書の収入証明書

イ保証人の収入証明書

ロ申込者の収入証明書

ハ保証人の収入証明書

貸付申込者は、住宅の建設または補修する場合は、住宅の建設または補修する場合は、住宅の建設または補修する場合